

2010.6.4 保育園を考える親の会

「子ども・子育て新システムの基本的方向」に関する要望書〈概要版〉

保育園を考える親の代表 普光院 亜紀

1 「公的保育契約」における国・自治体の責任および関与を法律に明記してください。

どのような制度になるにしても、保育の質・量（整備）に係る自治体の責任につき国が法律等に定めてきた内容は、新システムの中でも、必ず法律に明確に規定してください。

a. 【国・市町村の保育の量（整備）に関する責任】児童福祉法 24 条が改変されるようなことがあった場合、市町村の供給責任や主体性が後退することを心配します。保育を切実に必要としている子ども（家庭において日中の養育ができない、あるいは困難な子ども）の保育を必要量整備することは国および市町村の責任としてください。

b. 【国・市町村の保育の質に関する責任】国は、子どもの命および発達を保障する最低基準をナショナルミニマムとして全国に確保する責任をもち、自治体は国の基準を上回る水準を確保すべく努力すべきことを、法律に明記してください。そのために必要な財源の確保についても、国および市町村の責任を明確にし、地域主権の望ましい実現のためにも、自治体がナショナルミニマムを下回らないように国が支えるしくみを確保してください。

c. 【都道府県・市町村の指導監督等に関する責任】市町村もしくは都道府県は、域内の保育施設を指導監督する責任をもち、不適切施設に対して認可もしくは指定を取り消す権限を有し、利用者等からの苦情や紛争についても、子どもの最善の利益の観点から、市町村が相談を受け必要に応じ介入すること。加えて、運営の詳細な情報を開示することを施設に義務づけ、これを利用者等に提供することを市町村もしくは都道府県の責任としてください。

2 包括的な教育・支援を損なわない幼保のしくみを

保育所・幼稚園が対等に発展してきた日本の保育資源の特質を活かせるように、また、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障」という目的を具現化できるように慎重に検討してください。保育所機能はこれを低下させないことが重要と考えます。

a. 【乳児保育・長時間保育の体制、将来の質の向上】幼稚園の就労支援強化を図る場合には、乳児保育・長時間保育について、保育所と同様の体制を確保するとともに、近い将来、幼保ともに、より望ましい保育体制とすることを予定してください。（保育者の人員配置など）

b. 【一日・一年を通した教育保育カリキュラムの維持】保育所の一日の生活のリズムが考慮された保育の組立て、長い保育時間を活かした教育内容（遊びの深まり、集団活動）、調理室を活用した食育、就労を前提とした家庭支援などが、幼保一体化によって損なわれてはならないと考えます。

c. 【**児童福祉機能の維持**】児童福祉施設として保育所が果たしてきた機能（多様な子どもや家庭の受容、養育困難家庭の支援、地域の子育て家庭の支援）の重要性は、近年ますます大きくなっています。保育所の児童福祉機能（子ども支援機能）は、よりいっそう向上させる必要があると考えます。

d. 【**細切れ・切り売り保育への警鐘**】日数・時間数によって小間切れに区分し従量的に料金を徴収する方式は、「質の高い幼児教育・保育」を保障する視点からも、子どもや家庭の状況に合わせ柔軟に支援を行う視点からも、不適切と考えます。子どもの生活のリズムや連続性を重視し、子どもと家庭に対して包括的な支援を行ってきた保育所のメリットを消失させないしくみである必要があると考えます。

3 「事業者のイコルフットィング」よりも「子どものイコルフットィング」を

a. 【**営利の制限、公費は子どものために**】「イコルフットィング」という言葉は、施設整備費の運用を不公平とする意見等から出てきたと思われませんが、これらを同じ扱いにする場合には、給付される公費の用途制限（株主配当や他事業への転用を制限・禁止する）、行政の関与（指導監査その他）などの扱いも両者とも同様に徹底し、事業者の経営のやり方によって子どもの環境に格差が生まれないように、すなわち「子どものイコルフットィング」を重視することを理念として明確にしてください。

b. 【**保育人材の確保育成、経済格差による子どもの選別の防止**】「子どものイコルフットィング」のためには、次のことが必要です。

- ・家庭の所得格差によって子どもの居場所が区分されないように、保護者が負担する保育料を公定価格とし、応能負担もしくは低負担とすること。
- ・保育士は、保育の質の最大因子。保育人材を確保育成するための人件費をどこの施設でも一定程度確保しなければならないとするルールを定めること。
- ・付加価値的保育（習い事保育など）を、別料金を徴収して行うことを制限すること（事業者が付加価値を開発することを競いあい、そこで利潤を挙げようとすることは、本来の就学前教育の趣旨から離れ、保護者の負担能力により子どもを区分することにつながる）。

4 待機児童の解消と財源の確保を先行させてください

・待機児童があふれる現状での制度変更は、子どもへのリスクが高く、入園手続の混乱を招きます。現行水準を守りながらの待機児童対策を何よりも先行させてください。

・財源の確保が十分に行なわれないまま、制度変更がされた場合、その影響は、保育の質の低下や、必要度が高い家庭が必要な支援を受けられない事態となってはねかえってきます。将来にわたっても財源を確保する見通しを立てた上で、制度変更を行ってください。